

社会福祉法人愛和 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛和（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく評議員、役員の報酬等の基準、及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第5条による理事及び幹事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

2 この法人の常勤役員の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(費用の弁償)

第4条 本会の業務のために会議等に出席する評議員及び非常勤役員に費用弁償として別表2によりこれを支給する。

2 評議員及び役員が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

3 評議員及び役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

4 費用の弁償の請求があつた時は、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法人第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成29年6月8日（評議員会議決日）から施行する。

この規定は平成30年10月1日（評議員会議決日）から施行する。

この規定は令和2年6月18日（評議員会議決日）から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	年間総額
1 理事長	50,000 円	600,000 円
2 業務執行理事兼施設長	250,000 円	3,000,000 円

別表 2 会議等出席時の費用弁償

職名	費用弁償の額	備考
評議員	5,000 円	会議出席 1日分日当
理事	5,000 円	会議出席 1日分日当
監事	5,000 円	会議出席 1日分日当